

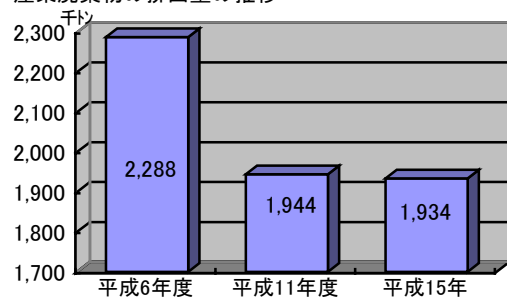
沖縄県では「産業廃棄物に関する税」の導入について検討しています。

- 「産業廃棄物に関する税」は、「排出抑制」「再生利用」及び「適正処理」の促進を図る政策税制です。
- 「産業廃棄物に関する税」は、その税収のうち徴収に要する費用を除いた全ての額を産業廃棄物・リサイクル対策の費用等に充てることを目的とした法定外目的税です。
- 全国40余の地方団体で検討され、平成17年度までに21府県1市において導入されています。
- 県では、学識者や関係者からのご意見を聞きながら、平成18年4月の導入を目指して検討を進めており、施行後、概ね5年を目途に見直しを行うこととしています。

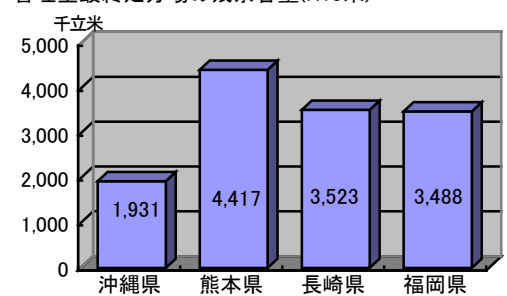
産業廃棄物の現状と課題

- 本県は、全国唯一の島しょ県であり、環境容量が限られ産業廃棄物処理施設の確保が容易でない一方、本土他県のように処理を他地域に依存することが困難なところに大きな特徴があります。
- 県内の産業廃棄物の排出量は、なお高い水準で推移しています。
- 近年、管理型最終処分場の新規立地がなく、残余容量の逼迫が懸念されています。
- 不適正処理、不法投棄が多発しています。
- 県土の快適な生活環境の保全、健全な経済産業活動の維持、観光資源としての美しい自然環境の保全が重要となっています。
- このため、生活環境の保全と経済産業活動の両立が図られるような「循環型社会」を構築するため、従来の規制的手法に加え、「産業廃棄物に関する税」の導入を図ります。

産業廃棄物の排出量の推移



管理型最終処分場の残余容量(H13末)



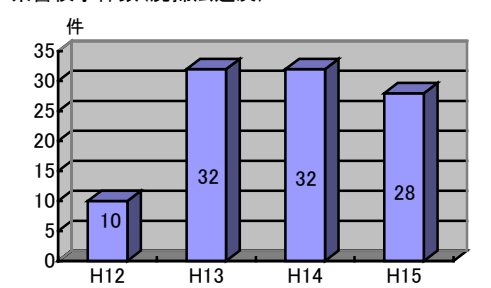
税収の使途

具体的な施策事業については、今後皆様のご意見を伺いながら検討して参りますが、現時点では、概ね次のような施策が考えられます。

- (1) 排出事業者、処理業者による排出抑制、リサイクル等への支援とリサイクル等の技術開発支援
- (2) 民間の排出者責任と公共の政策関与による産業廃棄物最終処分場の整備に向けた基金の積立
- (3) 産業廃棄物処理業の全体的な優良化に向けた研修事業の実施
- (4) 美ら島環境保全を目指した産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導体制の強化と、市町村、県警等との連携による不法投棄取締り体制の強化

行政指導の状況	立入検査	勧告等	改善命令	措置命令	告発
	平成14年度	1,180	52	6	9
平成15年度	1,749	16	0	13	1

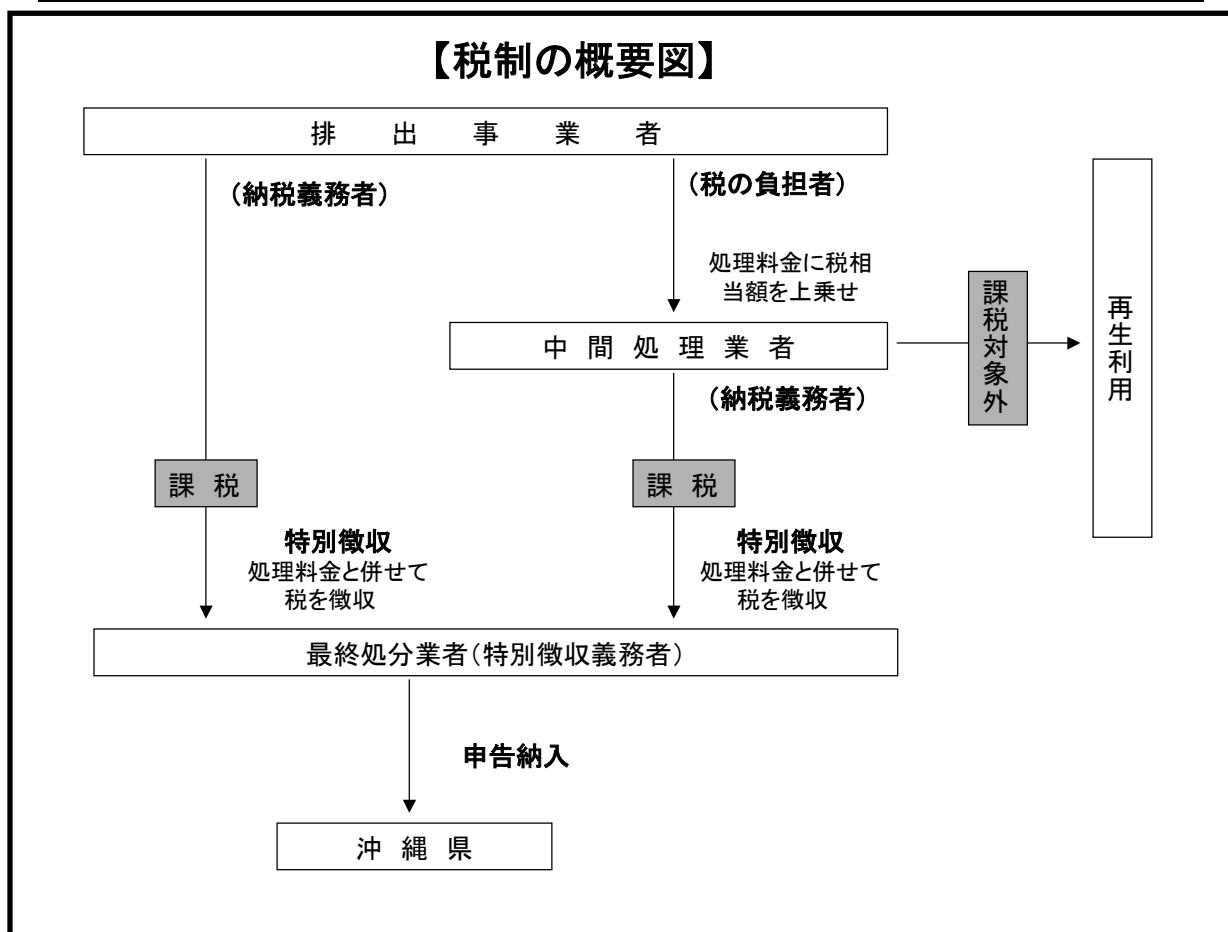
県警検挙件数(廃掃法違反)



【産業廃棄物に関する税の概要】

目 的	産業廃棄物の排出抑制、再生利用及び適正処理の促進を図るため
課 税 客 体	最終処分場に搬入された産業廃棄物 ※ 中間処理を経て最終処分される産業廃棄物については、中間処理後に最終処分場に持ち込まれる残さが課税客体となります
納税義務者	最終処分場に搬入された産業廃棄物を排出した事業者 ※ 中間処理後の残渣については、中間処理業者が納税義務者となります
徴 収 方 法	最終処分業者による特別徴収 ※ 排出事業者・中間処理業者が、自己の設置する最終処分場で処分する場合は申告納付となります
課 税 標 準	県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量
税 率	1トンあたり1,000円 (1キログラムあたり1円)
税 収 規 模	2億円程度(平成16年度沖縄県産業廃棄物実態調査結果より)
税 収 使 途	産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進 公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備促進 産業廃棄物処理業の優良化の促進 不法投棄等の防止対策

【税制の概要図】



沖縄県「産業廃棄物に関する税」構想についてのお問い合わせ先

沖縄県 総務部 税務課 (TEL:098-866-2101)

文化環境部 環境整備課 (TEL:098-866-2231)

沖縄県総務部税務課ホームページ: <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=22>